

入札説明書

図書館空調等更新工事

平成30年12月

宇治田原町教育委員会教育部社会教育課

入 札 説 明 書

30社教第8号 図書館空調等更新工事に係る工事入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 平成30年12月21日
- 2 契約担当者 宇治田原町長 西 谷 信 夫
- 3 担 当 課 宇治田原町教育委員会教育部社会教育課（町立図書館）
〒610-0261 京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字沼尻46番地の1
電話（0774）- 88 - 5850

4 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 30社教第8号
図書館空調等更新工事
(以下「本件工事」という。)
- (3) 工 事 場 所 綴喜郡宇治田原町大字岩山小字沼尻 地内
- (4) 工 事 概 要 図書館空調機の更新
空冷ヒートポンプエアコン 1台
室外ユニット 3台
図書館系統・ロビー系統全熱交換機器取替え
全熱交換換気ユニット 2台
上記に伴う冷媒配管の更新及び一部ダクトの取替え
上記に伴う電気配管、配線及び警報配線工事
- (5) 工 事 期 間 契約日の翌日から平成31年6月30日限り
- (6) 最低制限価格 設定あり。

5 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 平成30年度宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、町の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 確認申請書を提出するときに町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事に係る特定もしくは一般建設業の許可を受けていること。
- (7) 京都府南部（京都市以南）に本社（本店）があること。
- (8) 経営事項審査（建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（第1項の規定による審査）のうち、審査基準日が入札公告日以前1年7月以内のものであつて、直近のものをいう。）における電気工事の総合評定値が700点以上であること。なお、宇治田原町内に本社（本店）がある者については、総合評定値が600点以上であること。
- (9) 電気工事において、京都府等級を有すること。